

大和都市計画地区計画の決定（天理市決定）

稻葉地区地区計画を次のように決定する。

名 称(地区名)	稻葉地区地区計画
位 置	天理市稻葉町及び嘉幡町の各一部
面 積	約 3.9 ヘクタール

区域の整備・開発・保全に関する方針

地区計画の目標	本地区は国道24号と25号が交差する一角の後背地に位置し、商業・業務機能の促進に適した地区である。この地区的効率的、効果的な土地活用を図るために地区計画を策定して複合商業施設の集約を図る。そのために、新たに国道24、25号に接続する地区道路を配置して周辺の交通渋滞の緩和を図るとともに、建築物の用途を適切な商業・業務系施設に誘導する。
土地利用の方針	周辺の既設道路に負荷のかからない区域内道路を配置する。また、雨水排水における浸水対策を施し、敷地外周に緩衝緑地を設け環境に配慮した、商業・業務施設を立地する。
地区施設の整備の方針	関係法令及び県・市の開発基準に適合した道路・緑地・調整池等を整備する。
建築物等の整備の方針	商業系及び業務系の建築物を計画的に誘導するため、遊戯・風俗系の施設、及び危険性や環境を悪化させる恐れのある工場及び保管・処理施設についての建築用途を制限する。建築物等の最高高さを制限し周辺の環境保全を図る。また、垣・柵の構造及び建築物等の形態・意匠に制限を加え、景観配慮を重視したまちづくりに努める。

地区整備計画

地区施設の配置及び規模		道 路	区域内道路 幅員 9 m (延長 約 560 m)
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二(以下「別表」という。)に基づく次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外馬券売り場その他これらに類するもの (2) キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (3) 工場のうち別表(リ)項第二号及び第三号に掲げるもの (4) 危険物の貯蔵又は処理に供するもののうち別表(リ)項第四号に掲げるもの	
	建築物等の高さの最高限度	15m	
	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物・工作物・広告物の形態又は色彩その他の意匠は美観を損なうことを避け、良好な周辺景観との調和を図る	
	垣又は柵の構造の制限	設置する垣又は柵の構造は生け垣(景観緑地帯)とする。	
区域は計画図表示のとおり			

理由：道路等の地区施設を適性配置し、建築物に関する制限を行うことにより周辺との調和を図りつつ、良好な市街地の形成を図るために地区計画を定める。